

北海道立市民活動促進センターは、地域社会のニーズに的確に応えようとするNPOなどの道内の市民活動を応援しているセンターです。

特集

NPO 法人の会計基準について

現在、NPO法人の会計基準策定が進められており、今年6月頃にはその内容が公表される予定です。そこで今回は、NPO法人エーピーアイ・ジャパン理事長でNPO法人会計基準策定委員会の委員でもある瀧谷和隆さんから「NPO法人の会計基準について」ご紹介いただきます。

【NPO法人はなぜ会計報告が大切なのか？】

NPO法人は、毎年必ず事業報告書や決算書を作成して、決算日から3ヶ月以内に所轄庁（北海道庁等）に提出しなければなりません。仮に、3年間事業報告書や決算書を提出しなければ、最悪の場合、NPO法人の認証が取り消される恐れもあります。

それでは、なぜ、NPO法人は事業報告書や決算書の報告に関して、そのような厳しい規則があるのでしょうか？

それは、NPO法が市民への情報公開を重視した法体系になっているからです。これまでの公益法人等は、設立や運営に当たって、行政機関からの指導や管理・監督が強くなる傾向があり、その結果、会計報告も行政機関に対して行うという意識が強くなる傾向がありました。しかし、NPO法人は、行政機関からの関与を極力排除して、市民が自からNPO法人をチェックするという市民自治の精神がNPO法の根幹となっています。このように、NPO法人の会計報告は、行政機関の職員に対して行っているのではなく、市民に対して行っているという意識が大切なのです。

【現行のNPO法人の決算書と会計ルール】

それでは、NPO法人は、会計報告に関して何をどのように作成すればいいのでしょうか？現行のNPO法では、財産目録、貸借対照表そして収支計算書を作成することになっています。しかし、それらの決算書を作成する際の共通のルーツであ

る会計基準が、NPO法が1998年に施行されてから現在に至るまで存在していないため、それぞれのNPO法人が様々な様式で様々なルールで決算書を作成している状況が続いています。その結果、NPO法人の決算書を見ても、その財務内容が十分に理解できないと市民やNPOの関係者から指摘を受けることもありました。

【NPO法人会計基準策定プロジェクト】

そのようなNPO法人の会計報告をより良いものにし、NPO法人の社会的信頼性をより高めることを目的に、2009年3月31日に全国の中間支援組織等が参加して、NPO法人会計基準作成協議会が発足され、2010年2月2日現在では69団体が参加して、NPO法人会計基準策定プロジェクトを実施しています。

そのプロジェクトで、現在、議論している主な論点とその主要な意見は下記の通りです。

論点1 小規模法人に対する配慮

（小規模な団体には、より簡便な会計処理を許容すべきとの意見が多いようです）

論点2 現物寄付の取扱い

（現金以外で寄付された物品等も会計報告に反映すべきとの意見が多いようです）

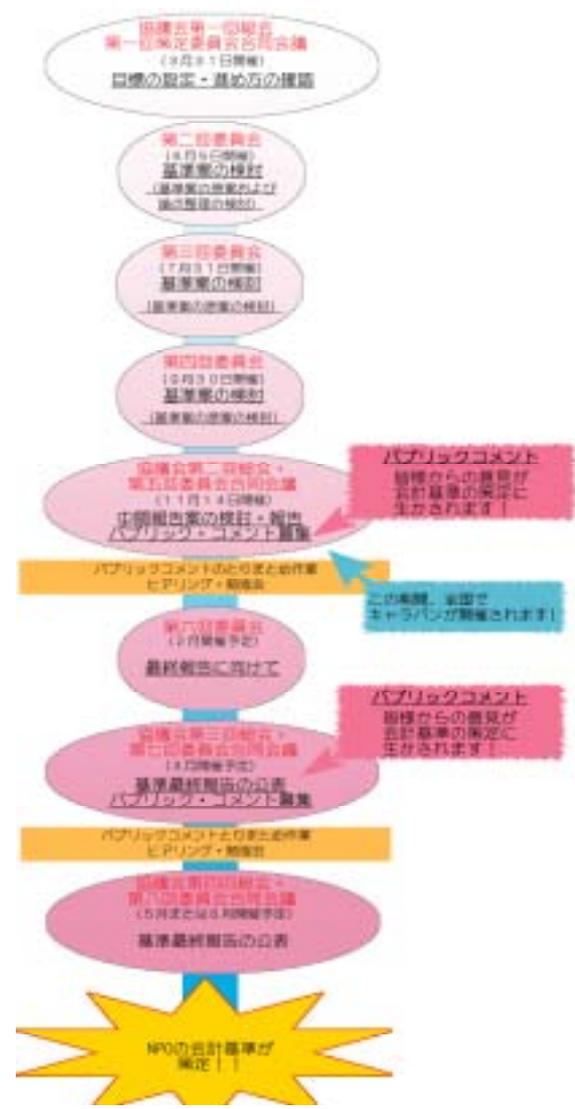
論点3 無償による施設の提供

（事務所等の施設を無償又は著しく低い価格で利用していることも会計報告に反映すべきとの意見が多いようです）

NPO 法人の会計基準について

- 論点 4 ボランティアの取扱い**
 (ボランティアの活動は、会計報告に金銭価値で表現するよりは、事業報告書等にて時間数や人数等をもって記載すべきとの意見が多いようです)
- 論点 5 用途等に制約のある寄付の受入**
 (寄付者等から使い道が決められている寄付を受領している場合には、通常の寄付や財産と区別して会計報告すべきとの意見が多いようです)
- 論点 6 収支計算書の意味するもの**
 (収支計算書は、現金預金の増減である「収入」と「支出」を記載するのではなく、企業会計等に準じて正味財産の増減である「収益」と「費用」を記載し、その名称を「活動計算書」に変更すべきとの意見が多いようです)
- 論点 7 財産目録**
 (財産目録は貸借対照表と重複する情報が多いことから、財産目録は会計報告から除いてもいいのではないかという意見が多いようです)
- 論点 8 区分経理**
 (現状では、「特定非営利活動に係る事業」の他に「その他の事業」も行っている場合は、財産目録、貸借対照表、収支計算書の全てを区分して作成していますが、収支計算書だけを区分して作成すればいいという意見が多いようです)
- 論点 9 事業費と管理費**
 (現状では、収支計算書の支出の部を「事業費」と「管理費」に分けている団体が多いようですが、事業部門と管理部門が明確に区分されていないような小規模な団体においては、「人件費」と「その他の経費」に区分すればいいのではないかという意見が多いようです)

プロジェクトの流れ (平成 21 年 ~)



NPO法人会計基準策定プロジェクトの今後の予定は、今年の4月～5月ごろにパブリックコメントを募集して、今年の6月頃にはNPO法人会計基準が一般に公表される予定でいます。

多くのNPO関係者の皆さんも是非、この会計基準の策定に関心を寄せていただき、下記のサイトから何時でも自由なご意見をお寄せください。

そして、各NPO法人が納得した上で、自主的に共通の会計ルールに基づいて会計報告書を作成して、市民に対してより良い会計情報を発信されることを望んでいます。

センターインフォメーション

当センターで開催した講座等を一部紹介します。

「市民活動協働開催講座」 ～「再発見、北海道」 国境や文化の違いを越えて～

平成22年2月28日(日) NPO法人さっぽろ自由学校「遊」と共催で、在住外国人と道民が、北海道という共通の地域に住む者同士として交流・意見交換を行いました。第1部は講師にメノビレッジ長沼代表のレイモンド・エップさんをお招きして、『なぜ私は北海道で暮らすことにしたか』をテーマに講演をいただきました。第2部は、『私と北海道』をテーマに4名の外国出身のゲストからお話をいただきました。

参加者からは「どの方のお話とても興味深いもので感銘を受けました」、「講師のお話から農業・農家の変化を感じました」、「北海道との文化の違いを学べて良い機会だった」などの感想がありました。



「市民活動スキルアップ講座」 ～こんがらかった会議を まるくする方法～

平成22年1月31日(日)「会議」をさらに実りあるものにするには?参加者が「こんがらかった意見や思いを解きほぐすためには、どのような姿勢や方法が必要か」を自ら気づくことを目的に、合意形成を促進する技術の一つとしてファシリテーションの基礎を知り、「きく」「かく」技術を実践しながら学びました。

参加者からは「要点がまとめられており、大変勉強になりました」、「実践的で、感覚的にも体験できたと思います」、「ものごとの考え方や生き方など全てに通じて会議以外にも役立つと思いました」などの感想がありました。



「市民活動スキルアップ講座」 ～「NPO法人決算相談会」～

平成22年2月26日(金) NPO法人など団体を運営する上で直面する税務や簿記、経理等の課題や疑問の解決を目的に個別相談会を開催しました。

1団体約50分間、税理士の佐藤はるみさんと瀧谷和隆さんから決算処理など、個別にアドバイスを受けました。

参加者からは「非常に親切で分かり易い説明だった」、「決算の内容についてよくわかりました」、「会計で悩んでいたことが全てスッキリして大変助かりました」などの感想がありました。



センターインフォメーション

助成金情報

平成22年度 ニッセイ財団 高齢社会助成

基本テーマ：「共に生きる地域コミュニティづくり」

「先駆的事業助成」

助成対象： 高齢社会における地域福祉、まちづくりを目指す地域を基盤とした先駆的事業
高齢者の自立・自己実現・社会参加を推進する地域社会システムづくりの先駆的事業
認知症高齢者に関する予防からケアまでの総合的な先駆的事業

助成期間：平成22年10月から最長2年半

助成金額：最長2年半で1団体当たり700万円以内

応募期限：平成22年5月31日(月)消印有効

「実践的研究助成」

助成対象： 高齢社会における地域福祉、まちづくりを探求する実践的研究
高齢者の自立・自己実現・社会参加等を探求する実践的研究
認知症高齢者に関する予防からケアまでを探求する実践的研究

助成期間：平成22年10月から最長2年

助成金額：最長2年間で1件当たり200~250万円程度

応募期限：平成22年6月15日(火)消印有効

応募先：日本生命財団 高齢社会助成 事務局
TEL 06-6204-4013

詳しくは、次のホームページをご参照下さい。

<http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp/>

ブルーアース基金助成金

テーマ：育てよう、札幌への熱い想い！～明るい未来への挑戦～

助成対象：札幌市民の生活・文化の向上に寄与するまちづくり並びに人づくりを目的として活動している団体で、テーマである「育てよう、札幌への熱い想い！～明るい未来への挑戦～」に沿った事業を行う団体

助成金額：総額500万円(総額を上限に、複数団体に助成する場合があります)

応募期限：平成22年5月31日(月)必着

応募先：社団法人札幌青年会議所

ブルーアース基金運営事務局

詳しくは、次のホームページをご参照下さい。

<http://www.sapporo-jc.or.jp/blue.html>

2010年 地域貢献助成事業

テーマ：「未来の子どもたちに豊かな自然を残すために、今と未来を生きる子どもたちのために」

助成対象：(1)環境分野

- ・地域の自然環境を守る活動
- ・循環型地域社会をつくるための活動
- ・地域の自然や環境の大切さを学ぶための活動

(2)子ども分野

- ・子どもたちの豊かな遊びの場をつくる活動
- ・子どもたちが交流し学びあえる場をつくる活動

対象団体：次の～のすべてに該当する団体

日本国内を主たる活動の場とするNPO法人、任意団体等(NGO、ボランティア団体等) 設立後1年以上の活動実績を有する団体 直近の年間収入が300万円以下の団体 (繰越金を除く)

助成期間：2010年9月1日～2011年8月31日に実施する活動

助成金額：助成総額2000万円(上限)予定

- ・1団体に対する助成上限額30万円

応募期限：平成22年4月5日(月)当日消印有効

応募先：全労済 経営企画部内 地域貢献助成事業事務局

TEL 03-3299-0161

詳しくは、次のホームページをご参照下さい。

<http://www.zenrosai.coop/eco>

当センターでは、市民活動に関する疑問・質問に相談員がお答えしています。

「NPOって何ですか?」、「ボランティア募集の情報を知りたい」、「助成金に関する情報を得るにはどうしたらいいの?」、「市民活動団体の運営についてアドバイスをほしい」、「現在の活動団体をNPO法人化したい」など市民活動に関わる相談に相談員がお応えします。

直接来所、電話、FAX、メールなどで、お気軽にご相談下さい。

- ・TEL：011-261-4440
- ・FAX：011-251-6789
- ・E-mail：center@do-shiminkatsudo.jp
- ・URL：http://www.do-shiminkatsudo.jp

編集後記

当センターのホームページでは、市民活動に関する講座の案内や募集中の助成金情報などを紹介しているほか、NPO法人の設立や管理・運営に関する資料などもダウンロードできますので、是非ご覧下さい。(ヤ)